

論 説

分極政治下の連邦予算編成過程

——オバマの分割政府とトランプ・共和党統一政府との比較からのアプローチ*——

河 音 琢 郎

はじめに——問題の背景と課題

他の立法とは異なり、予算関連の立法は決められた期限内に必ず成立させなければならない。この意味で毎年度編成される歳出予算法をはじめとした予算立法は「マスト・パス」法である¹⁾。近年のイデオロギー的分極化が進むアメリカ政治では、予算問題は党派間対立の最も激しい政策領域の一つとなっており、それゆえ歳出予算の立法過程が滞ることが常態となっている。さらに、民主・共和両党およびその諸分派は、予算立法のマストパス的性格を政治的に活用し、自らの政策を強制的に押し通すための瀬戸際政治として活用する事態も進んでいる。2013年秋、暫定予算策定の合意が適わず約3週間に及ぶ連邦政府機関の閉鎖を招いたことはその象徴的事例である。

予算関連立法のマスト・パス的性格は歳出予算法の策定にとどまらない。1917年自由公債法以降連邦政府の発行できる国債の上限額は連邦議会が定めることとされている。もし仮に連邦国債残高が法定債務上限額に達し財務省が新たな国債発行が不可能となればアメリカ連邦政府がデフォルトを引き起こすという甚大な結果を招くことから、伝統的に議会は法定債務上限をほぼ無条件・自動的に引き上げてきた。しかし近年、法定債務上限額の引き上げを人質として党派間の瀬戸際政治が繰り返されるのが常態となっている。2011年夏にデフォルト寸前にまで至った、オバマ政権と議会共和党指導部との間で繰り返された法定債務上限引き上げ交渉はこの典型的事例であり、以降も連邦債務残高が法定上限額に近づくにつれ、債務上限法をめぐる瀬戸際政治が繰り返されている(ウッドワード(2013), Austin(2018))。

筆者は、2011年以降のオバマ政権、共和党議会による分割政府期を対象に、上記のような予算過程における政策停滞の構図について分析を行い、その特徴を明らかにした(河音(2016), pp. 97

*本稿は、2018年10月22日に香川大学において開催された日本財政学会75回全国大会の「企画セッションⅢ(D-5)アメリカにおける財政政策の構造変化」における報告原稿を大幅に加筆修正したものである。学会報告において、座長の諸富徹氏、討論者の小泉和重氏、関口智氏から貴重な助言と批判をいただいた。また、本稿作成にあたっては、本企画セッションの立案、事前討論を通して報告者の谷達彦氏、吉弘憲介氏から多大な示唆を得た。ここに記して深謝したい。また、本稿は、山縣宏之氏が研究代表者を務める日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(C)「『チャイナ・トレード・ショック』とアメリカ製造業：労働・中間層対策・通商・地域」(2018-2020年度、課題番号：18K11827)の研究成果の一部である。

-104)。本稿では、河音 (2016) で分析したオバマ政権期の予算過程を、①歳出予算過程、②債務上限法、③税制と義務的経費をめぐる財政改革とリコンシリエーション法という3つの領域に焦点を絞って再整理し、オバマ政権期の予算交渉のデッドロック状況のメカニズムを明らかにする。

その上で、オバマ政権期と比較対照する形で、2017年以降のトランプ、共和党統一政府の下での予算過程を取り上げ、オバマ政権期に見られた政策停滞の状況がいかなる変化を遂げたのか(あるいは遂げていないのか)を分析し、分極政治下での予算編成過程の構造と特徴を明らかにしたい。こうした分析作業を通じて、今日の予算過程のもつ問題点を、予算制度の側面と分極政治を含めた政治構図の側面とに区別して考えていく。

1. アメリカ連邦予算過程の概要と政策対立の基本構造

本論に入る前に、アメリカ連邦政府の予算過程の概要とそこにおける政策対立の基本構図を予算の対象領域別に整理し、その全体像を明らかにしておきたい。

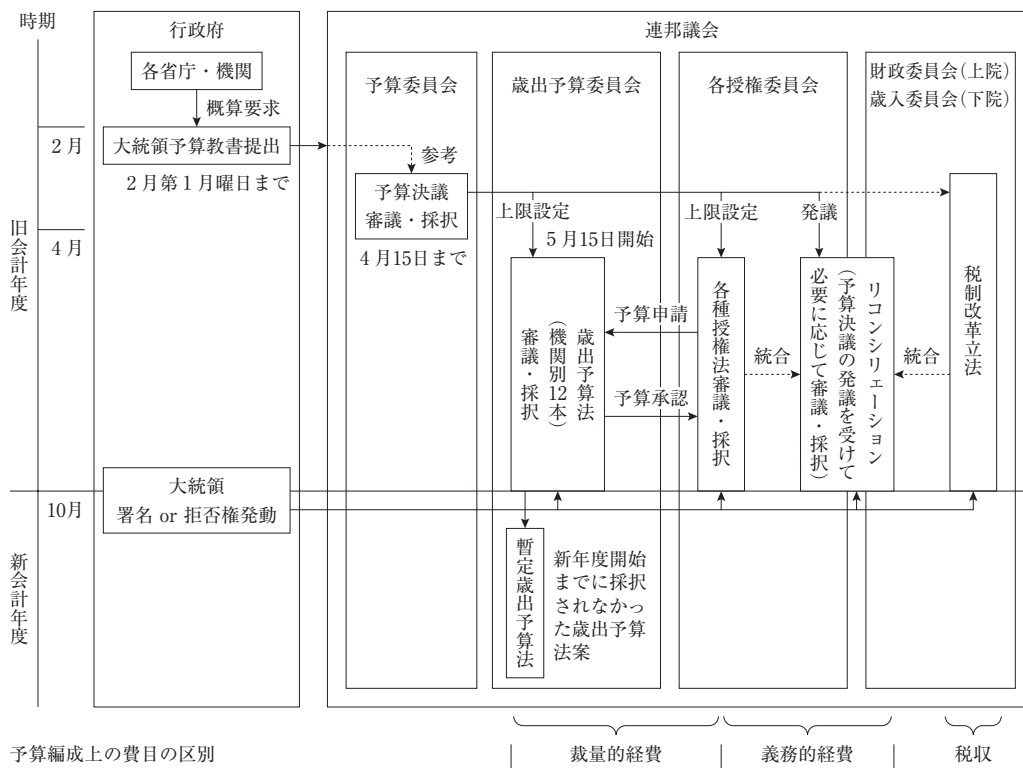
第1図はアメリカ連邦予算過程の全体像を示したものである。縦軸に予算編成の時系列を取り、横軸に予算編成上の費目分類とそれを所管する議会各委員会を取っている。このうち、毎年の予算編成の中心となるのが裁量的経費 (discretionary spending) である。裁量的経費は、両院予算委員会 (Budget Committees) によって提起された予算決議 (budget resolution) における当該年度と向こう10年間の支出入および財政収支の総額を前提として、各行政機関別に設置された授權委員会 (authorization committees) による予算授權 (budget authorities) と歳出予算委員会が所管する歳出予算法 (appropriation acts) の策定による承認という2重のプロセスを経て決定される。裁量的経費は各行政機関別に分類された12本の歳出予算法の策定を経て初めて執行可能となる。また、会計年度開始までに歳出予算法が採択されない場合は通常前年度予算を踏襲した暫定歳出予算法 (continuing resolution) の採択でしのぐこととなる。

歳出予算法の対象となる裁量的経費に対して、歳出予算法の統制外にある経費を義務的経費 (mandatory spending) という。義務的経費はそれぞれ独自の立法によってその支出水準が定められているためエンタイトルメント (資格給付)・プログラム (entitlement programs) とも称される。税制もまた各種租税法によって規定されており歳出予算法の対象とはならない。これら義務的経費、税制を所管するのはもっぱら下院歳入委員会 (Ways and Means Committee)、上院財政委員会 (Finance Committee) である。

第2図は2017年度の連邦財政支出の経費別の構成を示したもののだが、同図より明らかなおお、毎年の歳出予算編成に服する裁量的経費は国防費、非国防 (民生) 裁量的経費合わせて30%程度に過ぎない。それゆえ、財政再建や持続可能な財政運営という政策課題にとっては、歳出予算過程では統制不可能な義務的経費および税制をどのように予算過程に組み込むのが重要となる。

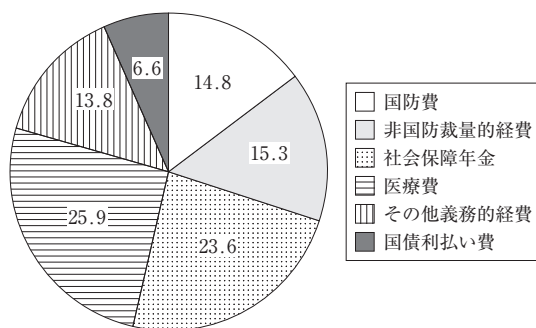
財政赤字削減という見地から、税制、義務的経費の法改正を実施するために設けられた予算制度がリコンシリエーション (reconciliation) である。財政赤字削減のために義務的経費や税制の変更が必要と判断された場合、予算委員会は予算決議においてリコンシリエーション法の策定を下院歳入委員会、上院財政委員会をはじめとした関連委員会に求める。リコンシリエーションの

第1図 アメリカ連邦予算の策定プロセス



出所) 筆者作成。

第2図 連邦支出の構成（2017年度，単位：％）



出所) CBO (2018a), より作成。

最大の特徴は、上院本会議において一般の立法が審議を打ち切り、採択に向かうことを承認するクローチャー・モーションと呼ばれる採択プロセスにおいて必要とされる5分の3（60票）以上の賛成という要件を課されず、過半数の賛成で本会議採択に付すことが可能となっている点にある。リコンシリエーションのこの特権的地位は、税制、義務的経費の改革による財政赤字削減という政策課題が、党派間の政策対立が激しく、かつ総論賛成・各論反対となりやすいがゆえに立法化が困難であるという事情に配慮して付与されたものであった。

第1表 統一政府、分割政府と予算過程

政権・議会の政党配置		具体例	党派的政治環境で 予測される立法活動	
			歳出予算	義務的経費・税制
完全統一政府	政権・議会両院で統一政府かつ 上院多数党が60議席以上	カーター前期 (1977・78) 以来なし	党派の運営可能	リコンシリエーションで党派の 運営可能
統一政府	政権・議会両院で統一政府かつ 上院多数党が60議席未満	オバマ (2009-10) トランプ (2017-18)	党派の運営不可 可能	リコンシリエーション効かず
分割政府 1	政権と議会どちらかの1院がね じれ	オバマ (2011-14) トランプ (2019-20)		
分割政府 2	政権と議会両院がねじれ	オバマ (2015-16)		

出所) 筆者作成。

ところが、当初財政赤字削減のための立法措置として位置づけられたリコンシリエーションは、G. W. ブッシュ政権期に成立した2001年経済成長・減税リコンシリエーション法 (Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001, 以下2001年ブッシュ減税と略) を機に大きく変質する。同法は個人所得税率の一律引き下げを軸とした大幅減税立法であったから、財政赤字削減とは逆に財政赤字を増大させるものであった。当該法案の策定がリコンシリエーションとして認定されるには、財政赤字削減に資することを定めたいわゆるバード・ルール (Byrd Rule)²⁾ をクリアしなければならない。G. W. ブッシュ政権と議会共和党は、同法を予算決議が拘束力を持つ10年間に限定した減税措置とし、当該法案がバード・ルールに抵触するかどうかを判定する上院議会の当時のパラメンタリアンが、同法が時限立法であることをもってリコンシリエーション法として適用可能と判断したため、財政赤字をむしろ増加させる立法措置がリコンシリエーション法として策定される道が開かれた (Schick (2007), pp. 148-149)。当時の議会の勢力図は、両院ともに共和党が多数派を制する統一政府ではあったものの、上院共和党は50議席とかなり少数派を堅持しているに過ぎず、60票の壁が大きく立ちはだかっていた。ブッシュ政権と議会共和党は同法をリコンシリエーション法とすることにより、民主党との交渉を必要としない党派の立法過程によって2001年ブッシュ減税の成立を勝ち取った。これ以降、リコンシリエーション法は、引き続き義務的経費や税制を対象としつつも、財政赤字削減に反する法案を党派的に通過させるための政治的道具へと変質し今日に至っている (河音 (2010))。

21世紀のアメリカ政治は民主、共和両党間の党派間対立の激しい分極政治の進展をその特徴としており、予算過程、とりわけ税制、義務的経費への対応は内政面において党派間対立の激しい典型的な政策領域である。こうした分極政治を前提に、政権、議会の政府形態とそれぞれの予算過程における立法上の「ゲームのルール」をまとめると第1表のようになる。

政権、議会両院多数派を同一政党が掌握し、かつ上院で与党が60議席以上を占める完全統一政府では一般立法と同じルールに服する歳出予算過程も、税制や義務的経費改革に適用されるリコンシリエーションにおいても相手野党を無視した党派の立法が可能となるが、そうした状況はオバマ政権のごく一時期を除いて1970年代後半以降ない。上院が60票に満たない統一政府においては、リコンシリエーション法を駆使した党派の立法が可能であるが、歳出予算過程においては相

手野党との何らかの政治的取引が不可欠となる。分割政府においては、歳出予算過程のみならず、リコンシリエーション法の策定においても、完全な党派的運営は不可能である。

以上のような政府形態別の予算過程の一般的特徴を念頭に置きながら、以下では2011年以降の分割政府下でのオバマ政権期、トランプ政権、共和党統一政府下の予算過程の特徴を各領域別に検討していきたい。

2. 歳出予算過程の機能不全

2-1 オバマ分割政府下での歳出予算過程

2-1-1 オバマ分割政府下での歳出予算過程の困難

予算編成過程の難航の第1の事例は、歳出予算法制定の困難である。歳出予算法は会計年度が始まる10月には制定されなければならないが、第2表にあるとおり近年期限内に歳出予算法が制定されることはきわめてまれとなっている。とりわけ、オバマ政権3年目の下院共和党多数派議会との分割政府となって以降（実質的には2011年度予算以降）、超党派の歩み寄りがきわめて難しく

第2表 歳出予算法の採択状況：2000～2019会計年度

単位：本、日

会計年度	政 権	レギュラー歳出予算法			暫定予算法	
		期限内に成立	期限後に成立	オムニバス化	本 数	暫定予算の期間
2000	クリントン	4	4	5	7	60
2001		2	8	3	21	82
2002	G. W. ブッシュ	0	13	0	8	102
2003		0	2	11	11	143
2004		2	4	7	7	115
2005		1	3	9	3	69
2006		2	10	0	3	91
2007		1	1	10	4	365
2008		0	1	11	4	87
2009		0	0	12	2	162
2010	オバマ	1	5	6	2	87
2011		0	0	12	8	365
2012		0	0	12	5	65
2013		0	0	12	1	177
2014		0	0	12	5	109
2015		0	1	11	3	77
2016		0	1	11	3	79
2017		0	0	12	3	216
2018	トランプ	0	0	12	5	174
2019		5	—	—	1	—

注) 2019年度予算は、2018年9月30日時点。
出所) Congress. gov より作成。

なり、個別歳出予算法の制定の見込みが全く立たなくなった結果、12本すべての歳出予算法がオムニバス歳出予算法（ないしはすべて前年度を踏襲する包括暫定歳出予算法：2011年度）として制定されるのが常態となっている。

こうした歳出予算法策定の困難化の第1の要因は、分割政府下での党派間対立の激化であるが、その帰結としての2011年予算統制法（Budget Control Act of 2011、以下BCAと略）で敷かれた、裁量的経費の抑制のみに偏った財政再建スキーム、具体的には裁量的経費に対する上限額（CAP）の設定が、現実に実行可能な歳出予算の確保を困難にし、CAPの引上げ交渉を行わなければ歳出予算法審議に入れないという予算制度上の問題もまた大きな背景となっている。この点がオバマ分割政府下での歳出予算過程の第1の特徴である。

前述の通り、歳出予算法の統制対象となる裁量的経費は支出全体の3割弱に過ぎず、社会保障年金、メディケア、メディケイドなどの医療関係費をはじめとした義務的経費がその大半をなす（前掲の第2図を参照）。それゆえ、義務的経費と税収に手を付けなければ現実的な財政再建策は実現不可能なわけであるが、党派間対立のゆえに、そのいずれも手を付けられることなく、裁量的経費への持続不可能なCAP設定によって対応しようというのがBCAの主内容であった³⁾。

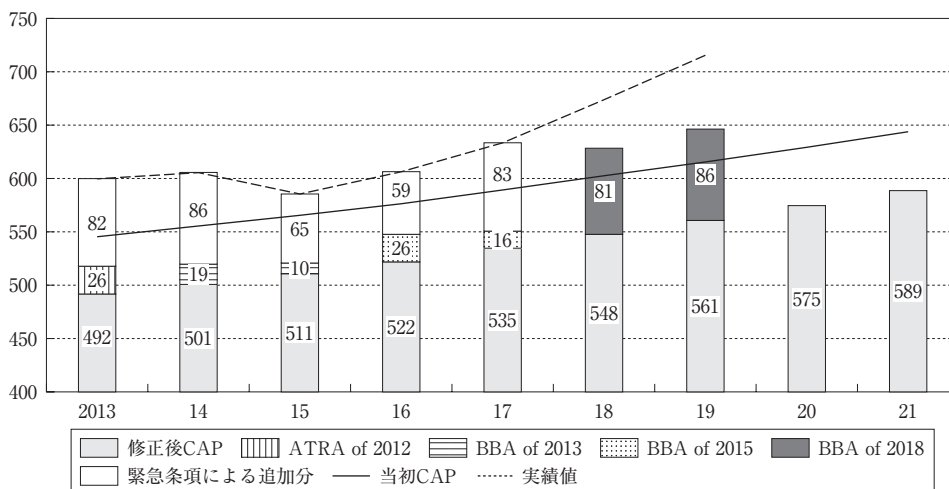
厳しいCAPの枠内で歳出予算を編成することは、国防費、非国防費を問わず既存の連邦政府の活動に大きな支障を来すことが明白であったため、オバマ政権及び両院の議会指導部はCAP引上げの立法化に取り組みねばならなかった。ただし、こうした政権、議会指導部のCAP引上げの交渉は、共和党内のティーパーティー派、さらにはフリーダム会派から激しい反発に遭った。政権、議会指導部のCAP引上げは、2013年超党派予算法（Bipartisan Budget Act of 2013、以下BBA2013と略）、2015年超党派予算法（Bipartisan Budget Act of 2015、以下BBA2015と略）を制定することにより、それぞれ向こう2年間に限ってCAPを引き上げることになんとかこぎ着けたものの、その交渉は党派間対立のゆえに困難を極めたのみならず、共和党内の強硬派の反発により、2013年には政府機関の閉鎖、2015年にはジョン・ベイナー下院議長（John Boehner, R-OH）の辞任という代償を払うこととなった（BCAによるCAPとそのBBAによる修正の実態については第3図を参照されたい）。

オバマ分割政府下での歳出予算過程の第2の特徴は、歳出予算の策定が困難を極めることを前提として、その代替予算案である暫定予算の策定が、これもティーパーティー派ら財政強硬派を中心に瀬戸際政治の手段として駆使されることが常態化しているということである。

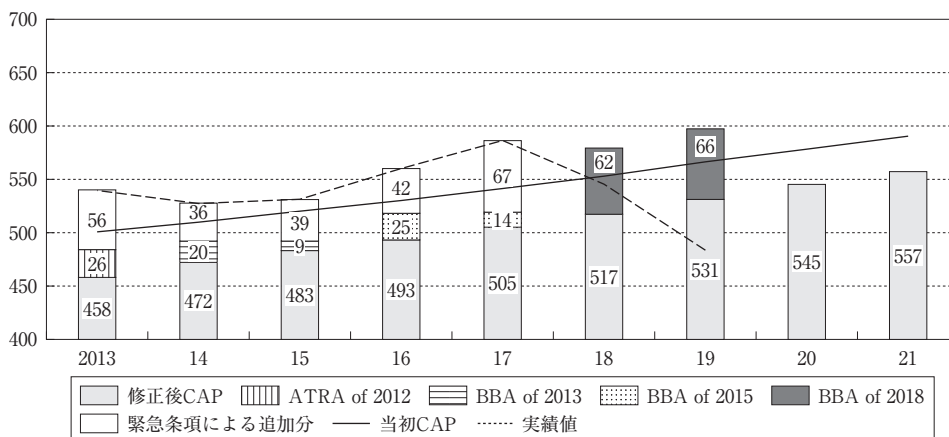
歳出予算が期限内に制定できない場合、前年度を踏襲した暫定予算を制定することでしのぐことになるが、この暫定予算の制定すら合意できない場合、予算執行がかなわず、連邦政府機関の閉鎖となる。最近では、2013年、オバマケアの施行実施阻止を求めて共和党保守派が暫定予算の策定に抵抗した結果、約3週間に及ぶ連邦政府機関の閉鎖という事態を招いた。それ以降も、暫定予算の期限間際になって政府機関閉鎖を人質に取った瀬戸際政治的手法が常態化しており、その折り合いがつかない結果、さらに暫定予算でその場をしのぐといった事態が続いている（第2表の暫定予算の本数と暫定予算期間日数を参照されたい）。

以上をまとめると、分割政府下のオバマ政権時には、予算制度の側面而言えば、BCAにより設定されたCAPの制約が重くのしかかり、政治的側面では分極政治と共和党内部におけるティーパーティー派らが超党派的妥協を許さない強硬姿勢をとったため、歳出予算過程の困難と暫定

第3図(1) 裁量的経費 CAP：国防費（単位：10億ドル）



第3図(2) 裁量的経費 CAP：非国防費（単位：10億ドル）



注) FY2018, FY2019の「実績値」はOMB（ホワイトハウス）による要求額。
出所) Driessen and Lynch (2018) p.11, Table 1, OMB (2018), より作成。

予算の瀬戸際政治としての活用が常態となった。このような特徴をよりリアルに理解するために、以下歳出予算過程の機能不全の典型的事例である2014年度歳出予算の策定過程について見ておこう。

2-1-2 2014年度歳出予算，暫定予算をめぐる攻防

2014年度歳出予算の策定はCAPに対して共和党が多数派を占める下院と民主党が多数を占める上院とで全く異なるスタンスで進められ、このことが歳出予算過程を滞らせた。下院共和党指導部は、CAPの枠内で、かつ国防費のCAPは上限を引き上げる一方で、民生裁量的経費のCAP引き下げでそれを相殺するという基本方針の下、歳出予算の策定に臨んだ。この結果、CAPからの増額が認められた国防省、エネルギー省、国土安全保障省、軍事建設および退役軍人省の各歳出予算は早々に下院本会議を通過したものの、民生裁量的経費に対して厳しい削減予算を課した下院共和党指導部案は、民主党のみならず共和党穏健派からも反発に遭い、下院本

会議上程すらできなかった。

これに対して上院では、CAPの引上げを前提とした歳出予算法の策定が進められ、歳出予算委員会では11本の歳出予算法案が通過したものの、上院共和党議員が一致してこの方針に反対の立場をとったため、いずれの歳出予算法もクローチャー・モーションに必要な60票を獲得する見込みが立たず、全て本会議に上程できなかった。

以上のように歳出予算過程が暗礁に乗り上げたまま夏期休廷を迎えた段階で、両院両党の議会指導部とホワイトハウスは、CAP引上げのための超党派交渉が不可欠であるとの認識で一致していたもの⁴⁾、こうした動きに対してティーパーティー派共和党議員が激しく反発したため、下院共和党指導部は、①CAP枠内での歳出予算法の策定、②それを民主党に容認させるために、国民のオバマケアに対する不人気を活用し、オバマケア施行関連予算を盛り込まない形での暫定予算策定⁵⁾に臨むこととなった（Milbank（2013））。

結果、暫定予算の策定は、2010年アフォーダブルケア法（Affordable Care Act of 2010、以下ACAないしオバマケアと略）施行予算を盛り込まない下院案と、ACAに則ってその予算執行を盛り込んだ上院案とで対立し、2014年度が始まる10月1日になっても両院での暫定予算法の合意がならなかったため、連邦政府機関が閉鎖されることとなった。

政府シャットダウンを終わらせ、歳出予算過程を軌道に乗せるには、議会指導部とオバマ政権はオバマケア関連予算の扱いと、CAP引上げという2つのハードルを越えなければならなかった。政府機関閉鎖から2週間後の10月14日、上院の両院院内総務であるハリー・リード（Harry Reid, D-NV）とミッチ・マコーネル（Mitch McConnell, Jr., R-KY）が軸となり、これに下院共和党指導部が加わる形で超党派交渉がようやく始まり、①2014年1月15日までを期限とする無条件の——すなわちオバマケア施行予算を盛り込んだ——暫定予算の策定、②2014年2月7日までの政府債務上限法の執行停止、③政府閉鎖期間中の連邦公務員への給与支給、を内容とする超党派暫定予算法案が策定された。共和党内のティーパーティー派議員や、その支持母体となっていた成長クラブ（Club for Growth）、ヘリテージ・アクション（Heritage Action）が共和党指導部への反発を強めながらも、この合意案が両院を通過し、約3週間にわたった政府機関閉鎖は解かれることとなった。

暫定予算法の成立を見て、歳出予算過程を軌道に乗せるいまひとつの課題であったCAPの引上げ交渉が、下院予算委員長のポール・ライアン（Paul Ryan, R-WI）と上院予算委員長のチャールズ・マレー（Charles Murray, D-WA）との間で開始された。BBA2013に結実したその合意内容は、国防費、民生裁量的経費双方の2年度に渡るCAP引上げと、それに代替する財政赤字削減措置——空港セキュリティ手数料の値上げ、退役軍人恩給の物価スライド下方調整、新規採用連邦政府職員の退職年金給付額の引き下げなど——を盛り込んだ。共和党内ではティーパーティー派議員に加え、退役軍人恩給の減額に反発する議員らも反対票を投じたものの、ライアン＝マレー超党派合意案の成立により、ようやく歳出予算過程が軌道に乗り、2014年度歳出予算法は、暫定予算の期限間際の2014年1月16日に包括歳出予算法として成立を見た。

2-2 トランプ統一政府下での歳出予算過程

2016年の大統領・議会選挙により、トランプ政権、両院での共和党多数派議会という統一政府

が誕生したにもかかわらず、歳出予算過程の不安定な状況は継続している。第1に、歳出予算法、さらに暫定予算法は、引き続き党派的な瀬戸際政治の手段として駆使されてきた。ただし、その主要争点は、かつてティーパーティー派議員らが掲げた「均衡予算」や「支出削減」から、トランプ政権の掲げる厳しい移民規制政策への対応やオバマケアに伴う増税撤廃・延期措置などに変化してきている。⁶⁾

第2に、BCAによって設定されたCAPが歳出予算法の策定過程を困難にしている状況も変わらない。また、CAPへの対処も、オバマ政権期と同様のプロセスで制定された超党派予算法（Bipartisan Budget Act of 2018, 以下BBA2018と略）によって2018・19年度の2年度に限ったCAPの上げがなされることで隘路が開かれることとなった——BBA2018は、2018年度第5次暫定予算法として制定された。

このことは、予算制度的に見れば、歳出予算法策定に先立って、超党派予算法によって2年間にわたっての予算の大枠で合意すること（さらに、BBA2015以降は後述する債務上限への対応をも含むようになっている）が、実質的に予算過程において定例化していることを意味する。BCAのCAPは2021会計年度までを対象としていることから、少なくとも2021年度まではBBAによる複数年度予算でのCAP引上げ、歳出予算の大枠合意が歳出予算法に先行することが続くものと予測される。

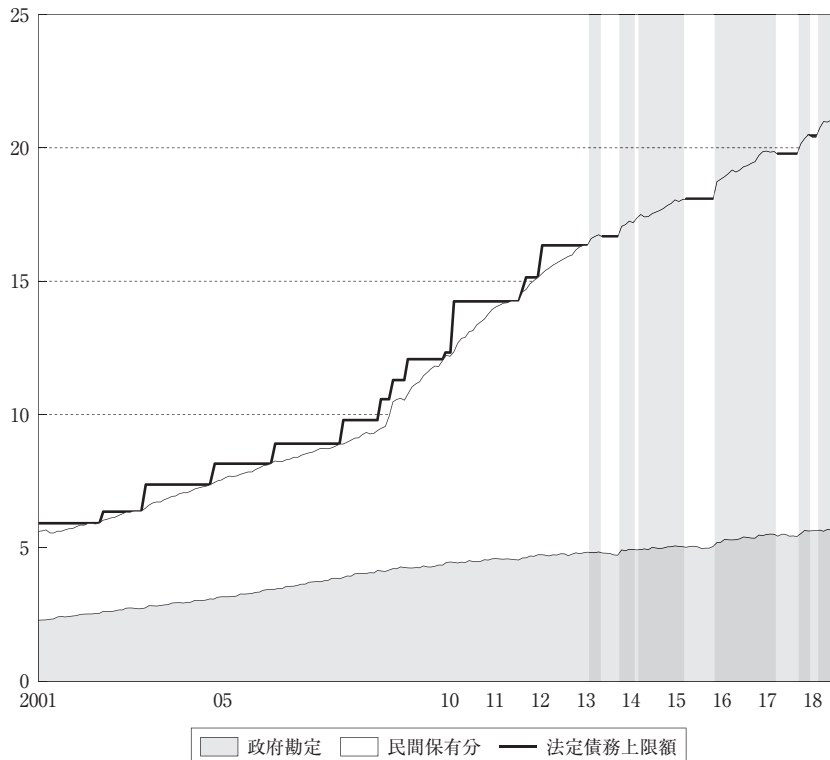
ただし、注目すべきはBBA2018におけるCAP引上げ額がオバマ政権期と比べて遥かに大きくなっている点である。オバマ政権期のBBA2013、BBA2015によるCAPの上げがほぼBCA制定当初の歳出予算額の確保にとどまっていたのに対して、BBA2018では、国防費、非国防費ともにBCA当初額を大きく上回る歳出予算額の増額がなされている（前掲第3図を参照⁷⁾）。これは、国防費の大幅増額を求めるトランプ政権、議会共和党指導部と、非国防費の増額を求める議会民主党指導部との双方の利益を互いに認め合った格好であるが、逆に言えばこうした動きをこれまで規制してきた、ティーパーティー派やフリーダム会派議員の影響力の後退が著しいことの結果でもある。⁸⁾

3. 債務上限法

3-1 オバマ政権分割政府下での債務上限をめぐる攻防

第2の事例は、政府債務の上限法をめぐる瀬戸際政治である。1917年自由公債法以来、連邦政府の債務上限は議会が制定することとされており、この法定債務上限額を超えた国債の発行は認められていない。しかしながら、政府債務残高が法定債務上限額に達した際に議会が法定額を引き上げなければ財務省は新規の国債発行ができなくなることから、そうなった場合、連邦政府機能が麻痺するのみならず、既存の政府債務返済も不可能となり、連邦政府は債務不履行に陥ることになる。このことがアメリカ経済、ひいては世界経済に与える影響は甚大であることから、一部の例外を除いて、連邦議会は法定債務上限額を無条件かつ自動的に引き上げてきた。また、1980年代以降、下院では、法定債務上限額の引き上げを政治取引に用いることを禁止し、無条件

第4図 連邦政府債務残高と法定債務上限額の推移：2001年1月-2018年7月
（単位：兆ドル）



注) グレーの部分は、法定債務上限の執行停止期間を指す。

出所) US Department of Treasury, Bureau of the Public Debt, *Monthly Statement of the Public Debt*, various issues: Jan. 2001-July 2018. より作成。

での引上げを実施することをルールとして定めてきた（提案議員の名前を冠してゲッパート・ルール⁹⁾と呼ばれる）。

2011年、議会共和党指導部は、ゲッパート・ルールを廃止し、債務上限法を人質として、大規模な支出削減予算の策定をオバマ政権、議会民主党に迫った。債務不履行を回避するための予算交渉は難航を極め、その結果制定されたのが前述のBCAであった。

これ以降も公債残高が法定上限額に近づくにつれ、債務上限法を人質とした瀬戸際政治が程度の差はあれ繰り返されてきた。BCA制定以降、オバマ政権下で政府債務残高が法定債務上限に達したのは4度であるが、いずれもティーパーティー派、フリーダム会派議員は超党派での妥協を許さないと立場から、オバマ政権のみならず、議会共和党指導部に対しても法定債務上限引き上げに反対する圧力をかけ続けた。

これに伴い、BCA制定以降、法定債務上限への対処方法も法定上限額の引き上げから債務上限法の一時的執行停止へと変化した。オバマ再選直後の2012年末には、連邦債務残高はBCAによって引き上げられた法定債務上限額に近づいた。これを受けて政権と議会は、No Budget, No Pay Act（予算なくして支払いなし法）の制定で応じたが、同法は、BCAを含めこれまでの法定債務上限引き上げという方法をとらず、一定期間について法定債務上限の効力を停止させる

（suspension）形で対応した。債務上限法の執行停止期間中、財務省は法定債務上限の制約なしに国債発行を認められ、停止期間中に議会が新たな法定債務上限を制定しなければ、停止期間終了時点までに財務省が発行した国債残高が新たな法定債務上限となる。

同法制定以降、①法定債務上限に手をつけることなく停止期間が終了、②停止期間中の債務残高が新たな法定上限額として確定されると同時に、財務省は以後の債務不履行を回避するための臨時的な会計操作による資金調達（extra-ordinary measures）に移行、③財務省の資金枯渇時期の宣言、④債務不履行を回避するための政権・議会による新たな停止期間の立法化、が繰り返されることになった（第4図のグレーラインが、債務上限法の執行停止期間である）。こうした事態は、法定債務上限をめぐる交渉がマスト・パス法として財政過程に組み込まれるとともに、政権と議会が法定債務上限の制定においてもすでに合意が適わず、財務省にその責任を投げ出したことを意味する。

3-2 トランプ政権統一政府下での債務上限法の扱い

トランプ政権下では、2017年9月、2018年2月の2度にわたって債務上限法への対応が行われた。対応の手法は、BCA 制定以降のオバマ政権期と変わらず、いずれの場合も法定債務上限の引き上げではなく、債務上限法の一時的執行停止という形態をとっている。

ただし、形式は継承しつつも、法定債務上限引き上げへの圧力とその政治化の動きは、オバマ政権期に比べて相対的に低下している。その理由は、共和党統一政府の実現によると言うよりも、第1に法定債務上限への対応を暫定予算法等の他の歳出予算過程に組み込んで実施していること、第2に、歳出予算過程において指摘したのと同じく、ティーパーティー派ら財政タカ派勢力の影響力の後退が大きいものと考えられる。

2018年2月に成立したBBA2018により、債務上限法は2019年3月1日まで執行停止状態にある。

4. 義務的経費と税制をめぐる攻防——リコンシリエーション

1. で論じたとおり、税制や義務的経費改革のツールであるリコンシリエーションは、2001年のいわゆるブッシュ減税を機に、財政赤字削減策の超党派合意を促すという本来の趣旨から変質し、上院での60票ルールの回避というリコンシリエーションの特権を利用した党派的立法の道具となってきた。この傾向は、分極政治がより進行しているオバマ政権、トランプ政権においても変わっていない。

リコンシリエーションを今日のような、上院におけるクローチャー・モーションでの60票ルールをすり抜ける、党派的立法を可能にするツールとして捉えるならば、リコンシリエーションが有効に機能するのは統一政府においてのみである。第3表にあるとおり、オバマ政権期、トランプ政権期のリコンシリエーション法はいずれも統一政府の下で立法化されている——オバマ政権末期には、両院共和党議会がオバマケア撤廃のリコンシリエーション法を採択しているものの、これはオバマの拒否権行使を当初から想定し法案成立の見込みがないことを前提としたブラフの

第3表 リコンシリエーション法の一覧 (1980~2017年)

政 権	審議年 (暦年)	P. L.	法律名称	略 称	対象期間 (会計年度)
カーター	1980	96-499	Omnibus Reconciliation Act of 1980	1980年 OBRA	1981
レーガン	1981	97-35	Omnibus Budget Reconciliation Act of 1981	1981年 OBRA	1982-84
	1982	97-253	Omnibus Budget Reconciliation Act of 1982	1982年 OBRA	1983-85
	1982	97-248	Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982	TEFRA	1983-85
	1983	98-270	Deficit Reduction Act of 1984		1984-87
	1985	99-272	Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act of 1986	COBRA	1986-88
	1986	99-509	Omnibus Budget Reconciliation Act of 1986	1986年 OBRA	1987-89
	1987	100-203	Omnibus Budget Reconciliation Act of 1987	1987年 OBRA	1988-89
ブッシュ父	1989	101-239	Omnibus Budget Reconciliation Act of 1989	1989年 OBRA	1990
	1990	101-508	Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990	1990年 OBRA	1991-95
クリントン	1993	103-66	Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993	1993年 OBRA	1994-98
	1995	拒否権発 動不成立	Balanced Budget Act of 1995		1996-2002
	1996	104-193	Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996	1996年福祉改革法	1997-2002
	1997	105-33	Balanced Budget Act of 1997	1997年 BBA	1998-2002
	1997	105-34	Taxpayer Relief Act of 1997	1997年 TRA	1998-2002
	1999	拒否権発 動不成立	Taxpayer Refund and Relief Act of 1999		2000-09
	2000	拒否権発 動不成立	Marriage Tax Relief Reconciliation Act of 2000		2001-05
ブッシュ子	2001	107-16	Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001	EGTRRA2001	2002-07
	2003	108-27	Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003	JGTRRA2003	2000-09
	2005	109-171	Deficit Reduction Act of 2005		2006-10
	2005	109-222	Tax Increase Prevention and Reconciliation Act of 2005		2006-10
	2007	110-84	College Cost Reduction and Access Act of 2007		2007-12
オバマ	2010	111-152	Healthcare and Education Reconciliation Act of 2010	ACA2010	2010-19
	2015	拒否権発 動不成立	Restoring Americans' Healthcare Freedom Reconciliation Act of 2015		2016-2025
トランプ	2017	下院のみ 成立、上 院未採択 廃案	American Healthcare Act of 2017	AHCA2017	2018-2027
	2017	115-97	Tax Cuts and Jobs Act of 2017	TJCA2017	2018-2027

出所) Schick (2007) p.143. に筆者が加筆, 作成。

行動であった。

オバマ政権期においてはオバマケアがリコンシレーション法として立法化された¹⁰⁾。同法は、無保険者に対する新たな医療保障の提供を主たる目的としたものであり、当然のことながら義務的経費の支出増を招く政策であり、財政赤字削減という趣旨に逆行する。このため、オバマケアの策定においては、無保険者対策に伴う財政支出増加を補うための代替措置を盛り込むことにより、前述のバード・ルールハードルを越えるよう設計された。代替財源確保の主たる内容は、①メディケア診療報酬の見直し・減額、②社会保障税（メディケア分）の増税、③保険会社や製薬企業への課税、④高額保険プランに対する課税、というものであった。これらの代替措置の多くは、後年度施行とされ、うち①、②については当初の予定通り施行されたものの、③、④については、延期や一時停止措置が繰り返されている（河音（2018）、pp.121-122）。

トランプ政権下では、統一政府という条件を得て、オバマケアの撤廃・代替法案と法人税減税を主軸とした2017年減税・雇用法（Tax Cuts and Jobs Act of 2017、以下TCJAと略）の2本のリコンシレーション法の導入が試みられた。うち前者は共和党保守派の長年の宿願であったが、オバマケアの完全撤廃を目指すティーパーティー派をはじめとした強硬派議員と、オバマケアにより実際に保険を手にした階層からの反発に敏感な穏健派議員との内部分裂が原因となり、立法化は頓挫した（河音（2018））。

後者のTCJAについては、共和党はバード・ルールをどう乗り越えるかで腐心した。共和党指導部は、当初、国境調整税の導入による増収、先のオバマケア撤廃・代替法案の策定による支出削減を代替財源として当てにしていたが、このいずれもが実現不可能となった段階において、向こう10年間に1.5兆ドルの赤字増となる予算決議を採択し、この予算決議のフレームワーク内でTCJAを策定することにより、バード・ルールには抵触しないものと判定された。それでも、当初想定していた減税規模の大きさからすれば、この1.5兆ドルの枠内にTCJAを収めるための幾多のパッチワーク的な措置が必要となり、その内容をめぐって共和党内部の攻防が続き、やっとのことで2017年内の立法化にこぎ着けた。

以上に明らかなおと、オバマ政権、トランプ政権いずれにおいても、リコンシレーションを駆使した義務的経費、税制の改革は、民主党統一政府では義務的経費の拡充策、共和党統一政府では減税策として立法化されており、財政再建という課題とは逆行する形となっている。すなわち、財政支出の3割を占めるに過ぎない歳出予算法の改革のみでの財政再建には無理があることが明白で、その打開のためには義務的経費と税制とを組み込んだ財政改革が必要不可欠となっているにもかかわらず、これらの領域においては逆に財政赤字を増大させる改革が進行しているわけである。

さらに、リコンシレーションが党派的立法の道具として活用されることには財政民主主義の観点から今ひとつ大きな問題がある。Edsall（2017）は、TCJAの政策形成が、リコンシレーションの特権を駆使して党派間調整を全く行わない形で進められたことにより、同法の委員会での審議が全くなされることなく共和党内部での調整のみによって進められることとなり、立法プロセスが完全にブラックボックス化したことに警鐘を鳴らしている。Edsallが指摘する連邦議会の民主主義の形骸化は、リコンシレーションのみならず、歳出予算法のオムニバス化やCAP引上げのための予算合意においてもまた、授權委員会や歳出予算委員会を迂回して議会指導部に

よるバックヤードで交渉されている点で同様の傾向が見られる。

5. おわりに

以上、歳出予算過程と暫定予算、債務上限法への対応、税制と義務的経費の改革を規定するリコンシレーション、という3つの具体的な予算過程を取り上げ、オバマ政権期、トランプ政権期の特徴を分析してきた。そこから導かれる第1の結論は、オバマ分割政府からトランプ、共和党統一政府への移行にもかかわらず、予算過程を瀬戸際政治として活用する傾向は分極政治という現実を前提として継続しているということである。ただし、そうした予算過程の機能不全を引き起こすメカニズムは、単に分極政治の進展によると言うよりも、これに加えて政党内部、とりわけ共和党のティーパーティーら政治的妥協を許さない内部分派の存在が大きく作用していると言えよう。この点が、本報告での第1の結論である。

第4表は、オバマ分割政府期とトランプ統一政府期の主たる予算立法における下院議員の投票行動について、共和党議員をティーパーティー会派、フリーダム会派所属議員とそれ以外の議員とに分けて見たものである。同表から読み取れることは、第1に、これらがいずれも共和党多数

第4表 主要予算関連立法の投票行動（下院議会）：2011～2018年

(1) 各党、各派別投票者数

単位：人

政権	法律名	P.L.	下院採択日	共和党		うちティーパーティー派		共和党その他		民主党		計		棄権
				賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	
オバマ	2011年 BCA	112-25	2011/8/1	174	66	38	38	136	28	95	95	269	161	3
	FY2012 包括歳出予算法	112-74	2011/12/16	147	86	28	44	119	42	149	35	296	121	16
	2012年 ATRA	112-240	2013/1/1	85	151	10	65	75	86	172	16	257	167	8
	No Budget No Pay Act	113-3	2013/1/23	192	40	45	20	146	20	93	104	285	144	3
	FY2013 包括歳出予算法	113-6	2013/3/21	200	30	50	15	149	15	118	79	318	109	4
	2013年 BBA	113-67	2013/12/12	169	62	31	34	138	28	163	32	332	94	7
	FY2014 包括歳出予算法	113-76	2014/1/15	167	62	33	31	134	31	192	5	359	67	7
	2014年債務上限延期法	113-83	2014/2/11	38	190	4	60	34	130	183	11	221	201	10
	FY2015 包括歳出予算法	113-235	2014/12/11	153	76	30	36	123	40	66	130	219	206	10
	2015年 BBA	114-74	2015/10/28	79	167	8	67	71	100	187	0	266	167	2
	FY2016 包括歳出予算法 (租税条項)	114-113	2015/12/17	241	3	74	1	167	2	77	105	318	108	6
FY2016 包括歳出予算法 (歳出予算条項)	2015/12/18		150	95	28	46	122	49	164	18	314	113	5	
トランプ	FY2017 包括歳出予算法	115-31	2017/5/3	131	103	26	26	105	76	178	15	309	118	4
	FY2018 第1次暫定予算・ 債務上限延期	115-56	2017/9/8	133	90	29	22	104	67	183	0	316	90	27
	FY2018 第4次暫定予算	115-120	2018/1/22	221	6	49	2	171	4	45	144	266	150	14
	2018年 BBA	115-123	2018/2/9	167	67	36	18	130	49	73	119	240	186	5
	FY2018 包括歳出予算法	115-141	2018/3/22	145	90	31	23	113	67	111	77	256	167	7

(2) 各党、各派内での賛否の割合

単位：%，人

政権	法律名	P. L.	下院採択日	共和党		うちティーパーティー派		その他		民主党		計		ティーパーティー議員数(人)
				賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	
オバマ	2011年 BCA	112-25	2011/8/1	72.5	27.5	50.0	50.0	82.9	17.1	50.0	50.0	62.6	37.4	76
	FY2012 包括歳出予算法	112-74	2011/12/16	63.1	36.9	38.9	61.1	73.9	26.1	81.0	19.0	71.0	29.0	72
	2012年 ATRA	112-240	2013/1/1	36.0	64.0	13.3	86.7	46.6	53.4	91.5	8.5	60.6	39.4	75
	No Budget No Pay Act	113-3	2013/1/23	82.8	17.2	69.2	30.8	88.0	12.0	47.2	52.8	66.4	33.6	65
	FY2013 包括歳出予算法	113-6	2013/3/21	87.0	13.0	76.9	23.1	90.9	9.1	59.9	40.1	74.5	25.5	65
	2013年 BBA	113-67	2013/12/12	73.2	26.8	47.7	52.3	83.1	16.9	83.6	16.4	77.9	22.1	65
	FY2014 包括歳出予算法	113-76	2014/1/15	72.9	27.1	51.6	48.4	81.2	18.8	97.5	2.5	84.3	15.7	64
	2014年債務上限延期法	113-83	2014/2/11	16.7	83.3	6.3	93.8	20.7	79.3	94.3	5.7	52.4	47.6	64
	FY2015 包括歳出予算法	113-235	2014/12/11	66.8	33.2	45.5	54.5	75.5	24.5	33.7	66.3	51.5	48.5	66
	2015年 BBA	114-74	2015/10/28	32.1	67.9	10.7	89.3	41.5	58.5	100.0	0.0	61.4	38.6	75
	FY2016 包括歳出予算法(租税条項)	114-113	2015/12/17	98.8	1.2	98.7	1.3	98.8	1.2	42.3	57.7	74.6	25.4	75
	FY2016 包括歳出予算法(歳出予算条項)		2015/12/18	61.2	38.8	37.8	62.2	71.3	28.7	90.1	9.9	73.5	26.5	74
トランプ	FY2017 包括歳出予算法	115-31	2017/5/3	56.0	44.0	50.0	50.0	58.0	42.0	92.2	7.8	72.4	27.6	52
	FY2018 第1次暫定予算・債務上限延期	115-56	2017/9/8	59.6	40.4	56.9	43.1	60.8	39.2	100.0	0.0	77.8	22.2	51
	FY2018 第4次暫定予算	115-120	2018/1/22	97.4	2.6	96.1	3.9	97.7	2.3	23.8	76.2	63.9	36.1	51
	2018年 BBA	115-123	2018/2/9	71.4	28.6	66.7	33.3	72.6	27.4	38.0	62.0	56.3	43.7	54
	FY2018 包括歳出予算法	115-141	2018/3/22	61.7	38.3	57.4	42.6	62.8	37.2	59.0	41.0	60.5	39.5	54
オバマ政権期平均				63.6	36.4	45.5	54.5	71.2	28.8	72.6	27.4	67.6	32.4	70
トランプ政権期平均				69.2	30.8	65.4	34.6	70.4	29.6	62.6	37.4	66.2	33.8	52
全体平均				65.2	34.8	51.4	48.6	71.0	29.0	69.7	30.3	67.2	32.8	65

注) 第112議会(2011-2012年)、第113議会(2013-2014年)は下院ティーパーティー会派所属議員、第114議会(2015-2016年)、第115議会(2017-2018年)はフリーダム会派所属議員をティーパーティー派議員とし、これらいずれかに1度でも所属していた議員が各立法時に議員となっていた場合、すべてティーパーティー派議員としてカウントした。
出所) Voteview.com のデータより作成。ティーパーティー会派所属議員については CNN (2011)、フリーダム会派議員については、Desilver (2015)、Morrow (2017)、をもとにした。

派議会で下院共和党指導部による最終提案として本会議に上程されているにもかかわらず、ほとんどの法案が共和党のみで過半数を集められていないということである。第2に、これら法案への反対の主力となっているのが、ティーパーティー会派ないしフリーダム会派議員だということである。同表(2)のオバマ政権期平均を見ると、共和党議員全体の法案賛成比率が63.6%であるのに対して、ティーパーティー会派、フリーダム会派議員のそれは45.5%にとどまっている。しかしながら、第3に、トランプ政権に入ると、ティーパーティー会派、フリーダム会派議員の数自体が減少していることと同時に、これら議員の投票行動は、共和党議員全体の投票行動とはほぼ同様の傾向をとる形に変化している(共和党議員全体の賛成比率が69.2%に対してティーパーティー会派、フリーダム会派議員の賛成比率は65.4%とほぼ同率となっている)。

それゆえ、上記のような両政権での予算過程の継続性・共通性を前提としつつ、トランプ政権下では、共和党内の財政強硬派の後退により、予算過程を駆使した瀬戸際政治の取引材料は変化し、財政制約の状況は大きく変わってきている。¹¹⁾ さしあたりこの点がトランプ政権下の予算過程

の特徴であり、本報告の第2の結論である。

最後に、オバマ、トランプ政権下の予算編成の共通性を予算制度上から見れば、BCAにより制度化された裁量的経費に対するCAPへの対応と債務上限法への対応が、BCA制定以降、マスト・パスの定期的過程として予算過程に組み込まれることになっており、連邦議会はこれに対して2年度に渡る超党派予算法の策定という形態で対応してきた。歳出予算の策定が機能不全を起している今日の状況への対応策として、予算論の研究者の間では、予算編成の時間的制約を緩和させるために2年度予算の導入を提唱する議論が再び活発となっている。また、目下予算制度改革を検討中の両院合同特別委員会でも2年度予算は予算制度改革の中心策としてとりあげられている。¹²⁾ こうした予算論者や現実の予算改革の議論を踏まえれば、BBAによる歳出予算の大枠設定の実質的制度化と言う事態は、2年度予算導入の基盤・布石ともなりうる可能性をもっていえると言えよう。

注

- 1) 予算立法のマスト・パス的性格について、より詳しくは、White (2005) を参照されたい。
- 2) バード・ルールについて、詳しくは、Keith (2010) を参照されたい。
- 3) BCA制定当初のCAPによる支出削減額では目標とされていた財政赤字削減を実現できなかったため、残りの財政赤字削減策の策定は、議会、政権の超党派からなるスーパーコミッティーの作業に委ねられた。しかし、このスーパーコミッティーが財政赤字削減案を提出すらせずに解散したため、残額の赤字削減は、裁量的経費へさらなる厳しいCAPを課す結果となった。第3図にある折れ線グラフがBCA制定当初に設定されたCAPであり、棒グラフのグレー部分の「修正後CAP」がスーパーコミッティーの失敗により新たに設定されたCAPである。この点について、詳しくは、河音 (2016), (2017a), (2017b) を参照されたい。また、CAPによる裁量的経費に対する厳しい制約がアメリカ経済社会にもたらした問題点について、詳しくは、河音 (2016), pp.97-98, CBO (2018c), を参照されたい。
- 4) この時点で、上院予算委員長のパティ・マレー (Patty Murray, D-WA) と下院歳出予算委員長のハロルド・ロジャース (Harold Rogers, R-KY) とは、現行のCAPでは歳出予算立法は不可能でCAP引上げの超党派交渉が不可欠だとの認識で一致していた (Montgomery (2013))。
- 5) 2010年に成立したオバマケアの中軸となるエクステンジ保険の施行が2014年とされており、2013年10月から同保険への申請が始まることとされていた。
- 6) 歳出予算法制定に至るまで、2018年度には5回にのぼる暫定予算が策定されたが、第2次暫定予算の期限が切れる2018年1月中旬に、オバマ政権が大統領令で定めた、幼少期に米国に到着した移民に対する国外強制退去の延期措置 (Deferred Action for Childhood Arrivals, 以下DACAと略) に対してトランプ政権がその撤廃を掲げ、DACA停止期限が迫っていたことから、議会民主党指導部はDACA存続を求めて第3次暫定予算を人質に取った瀬戸際政治を展開した。この結果、第3次暫定予算の策定は遅れ、3日間の政府機関閉鎖を招いた。その後DACA対策を検討することで上院両党指導部が合意することにより、第3次暫定予算が通過することとなった (ただし、上院でのその後のDACA対策は頓挫し、DACAの扱いは宙に浮いた形で今日に至っている)。また、第4次暫定予算策定においては、共和党がオバマケアに伴う増税措置——保険会社、製薬会社への課税、高額医療保険プランへの課税——の一時停止と延期を取引材料として対立し、共和党側の要求が盛り込まれる形で決着を見た。さらに、2019年度予算においては、メキシコとの国境の壁建設予算をめぐってトランプと民主党が対立し、1995年の21日間を超えて歴代最長の政府シャットダウンを招いた (2019年1月12日時点)。
- 7) BBA2018では、CAPの引上げに加えて、この間歳出予算過程が機能不全に陥っている現実を認めた上で、それに対処するために、予算と歳出予算法の改革に関する両院合同特別委員会 (Special

- Joint Committee on Budget and Appropriations Process Reform) を設立した。同委員会は、共和党、民主党双方同人数で両院それぞれから4名ずつ、計16名の議員からなり、2018年11月末までに報告書をまとめることが求められていた。同委員会の設置は、肯定的に見れば議会が歳出予算過程の改革に向けて本格的に動き出したことを意味しているとも取れるが、他方で従来のBBAで財政保守派の要求に従って盛り込まれてきた代替赤字削減策に代わる措置に過ぎないものとも考えられる。なお、同委員会は2年度予算決議の導入のみをもち込んだシンプルかつミニマムな報告書を提出したものの、同報告書は委員会で多数を得られず、流産となった。
- 8) Collender (2018) は、BBA2018 をアメリカ財政の拡張財政への大きな転換点と評した。また、Klein (2018) は、BBA2018 によって共和党はティーパーティー路線から決別したと論じている。
 - 9) ゲッパート・ルールについて、詳しくは、Heniff (2015) を参照されたい。
 - 10) 当時両院で多数派を占め、かつ上院で60票を有していたオバマ政権は、リコンシリエーション法としてオバマケアを進めるつもりはなかったが、エドワード・ケネディ上院議員 (Edward Kennedy, D-MA) の死去とそれに伴う特別選挙での民主党議員の敗北を契機として、同法をリコンシリエーション法として策定することを余儀なくされた。この点について、詳しくは、櫻井 (2016), pp. 122-123 を参照されたい。
 - 11) 共和党内の財政タカ派の後退がトランプ政権下でなぜ生じているのか、また、こうした勢力とトランプ政権の背後にあるトランプ・サポーターとの異同をどう考えるべきか、という論点が今後さらに分析すべき課題である。すなわち、トランプ政権成立を画期として共和党はいかなる変貌を遂げているのかという課題が解明されなければならない。
 - 12) 過去の2年度予算導入をめぐる議論については、渡瀬 (2012), Meyers (1994) を、現在の2年度予算導入をめぐる政策的議論については、Joint Select Committee on Budget and Appropriations Process Reform (2018) を、それぞれ参照されたい。

(参考文献)

- Austin, D. Andrew (2018) *The Debt Limit Since 2011*, Congressional Research Service, R43389, Mar. 29.
- CNN (2011) "Who is the Tea Party Caucus in the House?" *CNN*, July 29 (<http://politicalticker.blogs.cnn.com/2011/07/29/who-is-the-tea-party-caucus-in-the-house/>).
- Collender, Stan (2018) "2018 Budget Deal Is the Start of "the New Normal" in U. S. Politics and Economy," *Forbes*, Feb. 9.
- Congressional Budget Office (CBO) (2018a) *Historical Budget Data*, Apr. (<https://www.cbo.gov/about/products/budget-economic-data#2>).
- (2018b) *Monthly Budget Review for September 2018*, Oct. 5.
- (2018c) *Public Spending on Transportation and Water Infrastructure, 1956 to 2017*, Oct.
- Desilver, Drew (2015) "House Freedom Caucus: What is it, and who's in it?" *Pew Research Center*, Oct. 20. (<http://www.pewresearch.org/fact-tank/2015/10/20/house-freedom-caucus-what-is-it-and-whos-in-it/>).
- Driessen, Grant A. and Megan S. Lynch (2018) *The Budget Control Act: Frequently Asked Questions*, Congressional Research Service, R44874, Feb. 23.
- Edsall, Thomas B. (2017) "You Cannot Be Too Cynical about the Republican Tax Bill," *The New York Times*, Dec. 21.
- 藤木剛康 (2017) 「決められない政治——政策形成プロセスの変容と経済政策」谷口明丈、須藤功編『現代アメリカ経済史——問題大国の出現』有斐閣, pp. 71-101.
- Heniff Jr., Bill (2015) *Debt Limit Legislation: The House "Gephardt Rule*, Congressional Research Service, RL31913, July 27.

- 河音琢郎 (2010) 「アメリカ連邦予算過程における財政規律の弛緩とリコンシリエーションの変容」和歌山大学経済学会『研究年報』第14号, 7月, pp.159-173。
- (2016) 「財政政策——『決められない政治』とその場しのぎの予算編成」河音琢郎, 藤木剛康編著 (2016) 所収, pp.81-109。
- (2018) 「トランプ・共和党統一政府下の政策形成——オバマケアの撤廃・代替立法の挫折を事例として」大阪経済大学『大阪経大論集』第69巻第2号, 7月, pp.107-129。
- Kawane, Takuro (2017a) “Federal Budgeting under the Budget Control Act of 2011: Focusing on the Relationship between Micro-budgeting and Macro-budgeting: Part 1,” 立命館大学経済学会『立命館経済学』第65巻第5号, 3月, pp.83-95。
- (2017b) “Federal Budgeting under the Budget Control Act of 2011: Focusing on the Relationship between Micro-budgeting and Macro-budgeting: Part 2,” 立命館大学経済学会『立命館経済学』第65巻第6号, 3月, pp.227-237。
- 河音琢郎, 藤木剛康編著 (2016) 『オバマ政権の経済政策——リベラリズムとアメリカ再生のゆくえ』ミネルヴァ書房。
- Keith, Robert (2010) *The Budget Reconciliation Process: The Senate’s “Byrd Rule,”* Congressional Research Service, RL30862, July 2.
- Klein, Philip (2018) “Republicans Repeal the Tea Party,” *The Washington Examiner*, Feb. 8.
- Meyers, Roy T. (1994) *Strategic Budgeting*, University of Michigan Press.
- (2014) “The Implosion of the Federal Budget Process: Triggers, Commissions, Cliffs, Sequesters, Debt Ceilings, and Shutdown,” *Public Budgeting and Finance*, Vol. 30 Issue 4, Dec, pp.1-23.
- Milbank, Dana (2013) “In House GOP, Leaders Are Following,” *The Washington Post*, Sept. 19.
- Montgomery, Lori (2013) “Budget Truce Seems out of Reach As Congressional Recess Looms,” *The Washington Post*, Aug. 2.
- Morrow, Brendan (2017) “Who Are the Members of the House Freedom Caucus?” *Heavy*, Mar. 27.
- Office of Management and Budget (OMB) (2018) *Supplemental Materials: Public Budget Database: Budget Authority* (<https://www.whitehouse.gov/omb/supplemental-materials/>).
- Reynolds, Molly E. (2017) *Exceptions to the Rule: The Politics of Filibuster Limitations in the U. S. Senate*, Brookings Institution Press.
- 櫻井潤 (2016) 「医療保障政策——市場に潜む不安定性と『リヴァイアサン』」河音琢郎, 藤木剛康編著 (2016) 所収, pp.111-137。
- Schick, Allen (2007) *The Federal Budget: Politics, Policy, Process, 3rd ed.*, Brookings Institution Press.
- U. S. Congress, Joint Select Committee on Budget and Appropriations Process Reform (2018) *Report of the Joint Select Committee on Budget and Appropriations Process Reform*, Nov. 15.
- U. S. House, Committee on Budget (2011) *Hearing, The Broken Budget Process: Perspectives from Budget Experts*, 112th Congress, 1st Session, H-Hrg. 112-16, Sept. 22.
- 渡瀬義男 (2012) 『アメリカの財政民主主義』日本経済評論社。
- White, Joseph (2005) “Making Connections to the Appropriations Process,” in Paul S. Herrnsion, Ronald G. Shaiko and Clyde Wilcox, eds. *The Interest Group Connection: Electioneering, Lobbying, and Policymaking in Washington*, CQ Press, pp.164-188.
- ウッドワード, ポブ (2013) 『政治の代償』伏見威蕃訳, 日本経済新聞出版社。

*各 Web サイトについては, 2018年12月25日において閲覧し, 所在を確認している。